

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：渡航時の陰性証明書の携行）

●サントメ・プリンシペへ渡航する際は、PCR検査による陰性証明書の携行が必要です。

6月23日、サントメ・プリンシペ保健省は、下記のとおり同国渡航時の感染防止対策を公表しました。

- 1 サントメ・プリンシペへの渡航を希望するすべての乗客は、搭乗前3日（72時間）以内に取得したPCR検査による陰性証明書を携行しなければならない。
- 2 3歳未満の乳幼児は、母、父（両親）その他保護者が搭乗前3日（72時間）以内に取得したPCR検査による陰性証明書を携行することを条件に、入国できる。
- 3 上記にかかわらず、乗客が搭乗中に新型コロナウイルスの症状を訴え、到着時に38度以上の発熱がある場合は、簡易検査の対象となり、結果に応じて適切な措置が取られる。
- 4 本措置はパンデミックの間効力を有する。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp